薫蕕錄

保

曽
775
30

門1曾1
775
30

薫蕷錄巻之五

目錄

天文教道和歌注
儐神皇正統記

海人藻女

蕉齋漫筆巻之廿五

天文教導條例

中村直道

古古いにしへ文書あらはれて神代紀行と稱して
人のたとへとなりしかど教導のつとめ日月経過
のあらさるを思ひとんそかりし法令を經典にして
ものしたる人とは正しく文字無學婦女子のみちと
なりつゝ人倫の道に國稱を明らかに習へ
くいはひ同じくして尊ひ井戸をのむ帝恩
何ぞ思はんとなん古乃村(ありり)
中ごろを高くして本作りて天文條例十二首を
綴りて童幼に授け作りぬ多くの人ありとも
爲る志ありしかとも

孫々のこ迄おもひてみるつらはなにもかもすぶべきなるべし
いとけなきいたはりもけすら此人余りあはれみすべし
ものゝあはれを思ひしるべしよて天と人と二つなき
わけをひきかへ知らんとするにはよくこゝろえべきものなり
ふ人少しも疑ひてはよし

動

動くもそ静なるものに久しき事天乃運ひも止むことなくいで
天のめぐりは一日一夜に東より西に一周りて左旋す
いふはあまりに甚だ疾く速すして須臾も休むことな
く万古不易なる是は大気といひてまた静かなる
ものの静なる所にて至速至剛の動ありてうごく事
あり而して万物の動静よりして人は万物の
霊にして天地の小体なれば故に天地の全気を

受て祖徳言動みな天乃洞旋よりもとづきて至速の
天気小息きんもあれば天と人と一貫の理は道にてさんゆ
九ツの天の巡りも北南にじくぬ星ぞんしわける
九天は下より第一月天第二辰星天第三太白
天第四日の天第五熒惑天第六歳星天第七
塡星天第八衆星天第九宗動天此九重の天
徐く毎日左旋するうちにおのおの右旋して自
行ありき右旋左旋の順行逆行遅速おのおの
まことかくのごとくしも万古ましまして乱れ
遠くすくなるものは南極北極乃両辰周天の枢軸
と成りてこれ九天をも貫き持てる故に天の旋
るゝ事なし人身の九竅は九天に比して常に

動く用く体なり心性の二極樞
軸なり胸中に全く成て内に存在る也
人體の作用亦るなり紀なり
天地乃歳萬世と三百あまり六十日の日数なりて
天くるの数三百六十日常なりて地も又三百
六十日常度あり人身萬物悉く六々の席
数を具へ[illegible]しかれば是則天地始終元會
世紀年月日時萬端都て三百六十の数たり
成るものなり委く数学の人ならぬべし
五行と七つの曜の次第を知て陰陽天地の道迷ひ
五行ハ木火土金水なり七曜ハ日月五星なり也
五星ハ木の九天の数の後ハ[illegible]乃名辰星なり

白星熒惑星歳星填星なり則水金火木土月元
精なりて天の五行なり日の曜と日月と七つ
の物常に天の運旋してやまざるものハ則天の
道なり大地の萬物ハ改道なりつづり順ぐり
ふるものなれハ地の道なり聖人此天地の道を
さぐりハ行ひて人倫を立ひしより天地人
の三道萬世に分明なり是世界萬國の神道
なり乾坤陰陽萬物悉く神なり成出
ばしるれ
茶のあるも日乃往復の旋より月乃往復の旋
四時寒暑晝夜明暗皆是日輪の右旋右旋乃
運行なりて成るものなり成ると日ハ天地の生る

万物の君たり経行い東西に旋り緯行い南
北に右旋して四時寒暑経行り万物発栄変
化し黄象明々たるものいんれ日輪一躰の所
為たると人身に至尊たる一心の神明内に主と
して諸事経行たるより成就するゆえ是と
以て天日人心一神明なるて成れば
人間の日い天るれど誠に地下にめぐりめぐり妙理
日い天象の至尊たるしいて九天乃高よりあら
ずして却て衆星天の下に在り宿るに在る
大地に至遠なるして其徳氣を万物に施す
除くに天地下に天に在るいに是大地に近くして
万の陽氣万物を熟焦をもしず
心なに天地の

中段に在く温暖光義の徳を上下に施し行ふ
半月毎に如なり心なに国君に天たる人気に
法り行ひ身い高位に在りて人民下位に
諸事下民に疎遠なる故国い国乱安寧ならず
国を離れ月い毎るれどいい下なる意なるもの
月い水宗なして極陰の精なるゆえ七曜諸星の宿
下の方に在て万の潤沢の気成万物に施し
養へ陰なるゆえ地に属し一万物乃母にして
日の妻なり婦女にして一切男子の下に居て身を殊
に謙ること正妻に同じ内事を主どり妾を是則
月道婦道二ツなる理を知ぬべし
日い高く月いひくに下に在る陽なるゆえ

日月は男女の象なれば相親しむべき其天乃ち下
高く遠く相隔てり是男女夫婦の別に同し
男女高卑づき相別るゝ時は礼儀ゝ礼儀ゝ
聖人閨門の別の乃を教へて夫婦乃道に
家道乱れ是を改めざるべからず

心敬

月星のもとつくちい乱れ日ふるを家ひろ
月と星とは本体晴黒まして光輝ある事外
光輝は日輪の光明を受て照映するなり心
如くひるを知恥は日の光義なり日の光義を
借てあり〻ひり〻ひり〻女人いなの智の光明を
深くかくして男子乃智光を受て内事
をつゝめ外をつゝむ者の智光を專とする家

乃禍の本となる事甚多し日月を
君臣に喩れば臣の道も此理に同じ
盈虧なる者は月の常なり故月の
盈虧乃理は月のみあるにあらず天の道なり
天地万物の
盈虧あるべしと雖
盈虧月に限らず見るべし
者乃裏乃理と
乃運行は盈虧遲疾明暗あり
盈裏遲遲の
雖月の體のミ
月に限る人心の
多くものなり七曜法
旨人倫
[illegible]

天の中心の国たちやかくまねたるべし
天の四方は渾圓にして大地の球九州其中央に
在て倚る事なく永静不動なり然れば地

八方の中心より南りて地んと天心と一貫なり天
心ハ地の萬物を生ずるなり仁元なり地心ハ
萬物を載て育出なり慈元なり人の
本心もまたなり円満なりてかるがゆえに血氣
循環乃中央に存在し動き変ずるなり
四又百骸到るまでなり畏敬本心といへり
人身乃樞要天心人心二ツなれてなり深く
知るべきなり

風の音響雷も天地の陰陽乃音なり大風雨雪欲
天鳴雷霆風聲水音鳥囀蟲吟皆是天地
陰陽乃発情なり言語歌謡ハ人倫男女の
誠情なり事萬国如の歌謡なり

ふるまれしてふれも汝天地乃大欲なりふべし
辞ハ唐土の歌なりて欲ハ日本の詩なり其国
なりて都て是と大やまと欲といふべし五行
乃徳音ハ金と言ふ金ハ風と成熟して
日輪ハ則君火なり此なり金ハ日の天な
ればなるべし日ハ元氣なるべし事なり約言の
元氣なれば神なり事なり神明と元氣
金氣の聲顔と発なり事自然の如自な
らん

右十二首十二文乃物ハ廓して止あり人
なりあやまりなれば汝ハ人

長崎江村漢文綴之

享保四年弥生十六日

大政六癸未 衣更天八日 雛供時獨之

中邑弟哉

薫蕕錄巻之廿五終

薫蕕錄巻之二拾六

中村直道輯録

續神皇正統記序

我大日本の國ハ萬の國の首すして國豊々く民も安すし
たるふ〳〵す方なり我大君ハ天つ御神の御裔まして御恵
世こゝ世ゝ天つ日ゆゑ天壌とともにかぎりなくて
ましまあれ二ゝ世ゝ治りてひみつくハ天の道まして
いさゝか御意ゆゑしかハ御惠のいとゝ厚くして
の治ゝ三種乃御寶もひさかたの天ゝ日ゆ歸りまく
ねあるもたりゆ天つ御神の御ゆゑして尚幾萬代も
限なくれさまましかさゝ進后源御神皇正統記と行う
ひす幸ゝ梓ゝ有ゝてひろく四方ゝ行ひれ世ハ人ゝ者

ようとてくりその詞をあかにそのひ正しく拝し賜
へ人も讀まやもちゐんに大君の御恵の辱をうこと涙なの
つゝ落ぬ〜況やうかゝまつりしかとやおもふの小槻
大夫續神皇正統記とあるを其志源卿よひしくその詞
み前の書を取てやうれ工をして捧よおさしひ
ちむもの世この御光をつゝくりけなとたまへ
入神ゝくいこの書より後このことを源卿小槻大夫乃
くくひ世よ為くをしてうれを記しまひおもうこと
お田舎人の為ハ大なる賜なゝ中ゝあらも

明和丁亥正月

阿波美馬郡の布衣源元寛つゝんでかく

續神皇正統記

第九十六代光嚴院諱ハ量仁後伏見院第一御子
御母廣義門院入道左大臣公衡の女也元弘二年壬申
のゝ〜即位改元して正慶元年ゝ同二年六月後醍
醐院御入洛の事ゝ有て主上ハ御位を退き東國の
方へ幸す兩院ともこゝなひやさる但祖父ゝ還幸十
二月尊号を献ゝ部書ゝ皇太子今避儲位於青
闕之月伴仙遊於射岫之雲〜文章に載られるゝ
これも中二年ゝ有て後醍醐入御没落ありしハ
光明院御位ゝ上ゝ天下もれ治つる捧ゝ
わゝゝ文殿の沙汰嚴密すして倹約
の制ゝ世ゝ行れ山門南都ゝ嚴制を下

されさるして康永元年九月六日仙洞持明院殿より
伏見殿より御幸有還御の時五條東洞院よりて騎馬の
武士四三輩まいりあひしかるに石次御牛飼をそこ
ひひ御幸なるて下馬をそこ誠仰をそこに兼
引をす猶々儀もかく猥藉なかもひ御車より矢を射
かけてまをりぬ後車竹林院大納言公重卿ハ諸大
夫の馬をそこ乗用供奉ひつと彼猥藉人後日
をいつもまて誅戮をそこれぬる天命をそ仰る観應
三年八幡より移しなつて入賀名生より還御河内の行
宮をそこて御落飾禅衣を着御後ハ丹波國山國
をいふ所にて御修行五十二歳おましくをす抑此記
ハ北畠准后親房卿當朝をそこ准后の号なるをそこ南朝の寵臣
をそこて録出をす後村上天皇譲ハ義良第九十六代
第五十世云ふこをそこハ南方偽主の御事ふて當朝日
嗣をハ加へをそこて而今泄御宇をそこ治天再興の主
をハ中をそこる名ふ立行大義をそこ書ふ若人君遠賢
良近讒佞殺忠諫弃法律疎骨肉赦罪人廢嫡立庶
則焚宗廟宮室燎于民居云々後嵯峨院御正嫡の
御流をそこて誠ふ神皇正統の正理ふ歸をそこ
此記の名目自然の道にかなひ侍る御事をそこふ
ハ奇特をそこ侍るる
第九十七代後醍醐院重祚正慶二年六月内裏冨
小路殿ふ還幸皇位ふ復をそこ正慶の号を止
かれ元弘三年をそこれをそこ建武をそこ又延元ふ

改元せし官位を以前の儀とハ停廢せらる五月廿七日
東軍勢ひ来る間に叡山門に臨幸十一月
二日尊号を献しる齋明稱德の例にまかせて重祚
と代数に載せられしむ九十七代とや申侍らん
第九十八代光明院諱ハ豊仁後伏見院第二御子
光嚴院の御猶子也御母ハ廣義門院丁丑の年即
位勢州路次通をさゝるによりて今度由奉幣を行ハ
れさらしハ御即位の由を太神宮に告申さるゝ儀也
停止せられける事神慮計りかたし戊寅改元暦應
とす又以前の延元の号をもちいられす建武号より
て暦應にうつり侍る記録所法度を申されし定られ
估價の直法なしも遵行せられしも侍る天下を治め給

こと十二年尊号例のことし御落飾ありて所々御
修行六十歳ありましゝよ
第九十九代崇光院諱ハ興仁（益仁。後改興仁。）光嚴院第一皇子
御母ハ陽禄門院内大臣公秀の女也己丑の年即位庚寅
改元観應とす南風のきほひによりて同二年十月俄に
内裏土御門殿より持明院殿に行幸内侍所同
渡御主上春宮本院御同宿とかや新院ハ廣義門
院の御所にそ御しまします此ころ神宮より外宮宝殿
鳴動して虚空に鏑のひゝきのおとするかと半時
ありし也同日荒祭宮より鏑矢乾の方へ出入外宮
よりも神鏑西をさして出るよし注進をふしきなと
る事とも也恐怖の處に南朝御合躰の事武家

申行ひて有て元弘天下一統のゝち毎事聖断
ふるきを治定して南朝の年号正平六年と云
ひ〻れ官位と同南主の御とゝ〻ひまて於ける三種
神器と南方頭中将具忠朝臣上洛して請取奉
賀名生山中より渡御ありて仍て於南朝尊号を献ぜ
ちて此度打つゝき天下擾乱よりて御禊を俄に
停止ぜられ大嘗會と行ひきぬことを帝闕の初例
無念に侍る清寧天皇二年十月依大嘗供奉之
料遣於播磨國司ていふ事ありて此會の盛儀ものや
天武天皇白鳳より三のゝち綿をもて今に至
一代一度の重事これを大祀と云神國無双の大事ハ
大嘗會也大事ハ神膳也まつ廻豆殿に
行幸ありて御湯殿の儀式も甚深のゆゑある事
もや倭紀主基の神殿に八神膳を備け太神宮勅
請ぜられて御ゝ〻まをなふ御事也御代の
始に八此大儀とゝ〻ぜられて神鑑もいつくしく
公道もをさまるゆゑ伊勢に行幸空く閑まゝ凡慮及ひ
ゝふ事もや陰陽師國弘朝臣此御宇に八大祀
行しめるふゝ〻ける由中〻もし乙に十月御禊前
二日に〻りて此上八子細及ばゝるゝのゝ人
の落合るゝ都て遵行あるへゝす是ゝ治定
已に中二日ゝり誠に此きの由中〻ゝ〻俄に停止
ありて國弘いふ故ありてゝ行ひ道の才學の程
奇特にゝて同三年閏二月八幡に幸す両院光厳 光明

とも伴ひ申はるゝあさましき事ともかつは延文二
年二月十八日伏見の仙居にうつりて明德に御落飾
六十歳おはしましき
第百代後光嚴院諱は彌仁光嚴院第二御子新院
同母の御弟なり踐祚の日三種の靈宝渡御かも
事總體天皇の佳躅と尋て准擬せられ侍るとも
當日の儀は壽永仁治等の例を模せられ侍り璽
劔まして内さる事壽永初例なれば彼度太上天皇の
詔宣にて其儀を行はるゝ元弘建武兩度も彼例を
守られ侍りこのたびは上皇外都にまします間すなはち
宣命制作なり乃ち上古勝焉の蹤跡を追て被遂
行侍り内侍所御幸櫃佐女牛若宮宝殿に亡れ
ぬと今夜密かに内裏に渡入せ給ふ如在の禮奠に
擬せられ侍るべし當年壬辰六月廿七日正平一日の儀
と止て毎事觀應の御沙汰を用ひらるゝ由武家
より御奏聞九月廿七日觀應三年を改て文和元年
なり癸巳年即位抑此君御位の事并女院廣義
門院御政務事大樹頻に執申たまふ女院御
固辭都て不可叶之由仰せられ本院以下山中に
御坐の間彼御儀ありて御儀ありて四月入洛
故ありて大樹執柄して申談ぜられ壽永度璽
宝の歸坐なるべし踐祚あるべきや否後白河院
月輪の殿下時に古府に訪仰られ時御返事に踐祚に
三種宝物を渡さる事總體天皇御例不可有異儀

之旨計申されよ又近衛院御景駕の時いたまの皇
子ともて帝位のハ定め申ける所なりやのよし鳥羽院
法性寺殿より勅問の時ちゝ〳〵ひやうらき由再三御辞
退ありきるよ五度よりいたりて責申けきて太神宮の
御計〳〵存じ〳〵任て計兼ては旨仰〳〵き〳〵る其時
力なく四宮後白河院御坐の上〳〵御返事ありそれよ
就て後白河院踐祚ありて其跡と退て壽永の度
又後白河院月輪殿ハ勅問の時御辞退ありて久
壽の儀ハ宿老の賢才ありて適所なりて所存
と申されそれなり数度固辞あり今度更よりて計ひ
申なりあり申きゝれ畢いなりもの宮ととて御
位よ備事なりやのよし〳〵攝家とゝ〳〵尋ハ

旨武家評議ありしよ先賢所存なりのよし〳〵誰人
是非よ申なりやのよしてなり数度女院よ申入られ
ちなりて御領納の儀まゝして御位よハ法皇
日ゝなりて妙法院門跡より御入室なりて日次な
もなりまゝしよ自然よ延引して平天位よ備て
まゝ所なり事奇特なる所なりても文和二年よ南方の
軍勢猛将如雲謀臣如雨なりやのよ八幡山なり
なれ入間京月二日延暦寺よ臨幸なれなり濃州よ
御下向あり然〳〵いなりて根なく又敵軍没落て大
樹同相公羽林還幸の〳〵申沙汰ありて九月廿一日
よハ御京着前陣よ武家相公羽林後陣よ大樹供奉
〳〵張て厳重の御儀式なりて〳〵なりひなる九月

還幸の事いまだ御猶豫ありて世つぎ仰せられに
元正天皇濃州より九月帝都へ還幸の例量賢勘
進せしむ睿感抽賞乃儀あるべきなり道の親模なり
ゆゑん此後又驗乱ありて江州行幸度々なり
いまだ世ひとへに北御宇ましまして天下もをさまり万民
の心もたのまるゆる爰小貞治六年最勝講第二日
南都北嶺の衆徒喧嘩の事出来て堂上血をながし
疫とゝふる者五十餘人損命の者も数輩ありふ
着座公卿以下諸司公人よりてうるまて悪あり事なし
高運ゆきまはゆき翌日より又行はるゝや御譲
位の後も院中まて猶御治世しまて尊号例のごと
此七歳なりしまよ

第百一代後圓融院諱は緒仁後光厳院第一御子
御母崇賢門院贈左大臣兼綱の女也甲寅年即位
乙卯改元永和ゝす天下を治め治事安泰して尊
号例のごと院中まてもなほ御政務ありて廿六歳
なりしき

第百二代後小松院諱は幹仁後圓融院第一御子
御母通陽門院内大臣公忠の女也壬戌年即位甲子
改元至徳元年ゝす山名陸奥守氏清ゝふ者謀叛
と企て八幡より洛中へ攻入て大樹御出陣ありて
諸軍とさゝ向られしかは内裏まて合戦躑躅を四ゝす
一色修理大夫ゝ手まて氏清いうれぬ即日ゝ静
謐ありまゝのゝなりゝす諸國の逆乱もありしゝ

遐治往ゆく四海の風俗もとつまり侍る明徳三年
大樹申沙汰して南方御和睦の事ありて三種神器
歸坐あるべき御ことにて元暦に内侍所西
海より渡御の例に為るべきの日野中納言資教卿
大納言に任じて申沙汰一十月廿五日陣にて日時勘
ずる十月二日南主夜に入て御入洛直に嵯峨大覺寺
に渡御併主上行幸の儀ともそなへ侍て御しつら直
衣腰輿に駕御駕輿丁御輿長にて沙汰し献ずる
去月廿八日南山の御所を出て奈良の京を経へ
てきふ二日御京着供奉の人大略戎衣鎧直垂なり
閑白殿ならびに御直衣也内侍所御先行今日庁時の
御行粧なり当朝両主の御威儀ことめつらかなる
御事ことに侍れ同二日陣定して同五日三種の靈宝
内裏土御門殿に渡御儀重の御儀式ことに侍
ます今度御合躰の事宿申さる旨御契諾の
義もありなるべしとまれくまもれ靈宝御歸坐ま
ことに聖代のためしにもはべるべし万歳の宝祚も弥御
ものしるしを仰る應永八年皇居土御門殿炎上即
室町殿に行幸火の事は佛在世にたとへられ
聖代にもぬるべきなれ翌年新造の内裏に
還幸天下を治め給ふ此餘年尊号例のごとし此
御守まてハ記録所の御沙汰に行はれ侍るべし御
議位以後も内院中にて御政務ことに永享二
年御得度あるべ五十二歳にてましまさ

第百三代稱光院諱ハ實仁（後改實仁）後小松院第一
御子御母光範門院贈左大臣資國の女也甲午の
年即位代ハ〻ること九の改元に及りて天下を治め給
ふ事十六年廿八歳にして崩御
第百四代後花園院諱ハ彦仁後小松院御猶子實ハ
後崇光院（文安に太上天皇の尊号宣下有登極の儀なくして尊号の例西三度にハたりす）御子御母
敷政門院贈左大臣經有の女也己酉の年即位今
度改元永享に成て嘉吉辛酉の年赤松滿祐（法名性貝）法師
私宅にして大樹左相府御事にて性貝が隠
謀のいなむ所也則播磨國に引籠るを治罰の
綸命とくだし諸軍勢を指向はされしかハ誅伐
せらるゝ山名岳部少輔しらやゝ賊首をとりて京上を
陣宣下ありて検非違使に仰て諸所に大路を
わたし獄所にうゑられたり凡辛酉の年ハ昔より
凶年にて革令あるべきなり諸道勘文ありしを
もて伏議ありて毎度改元ありしかとも北野聖廟
なを此年の難をハのがれ給ふ故代ハ元さまも
んなあるやゝ力なきなる事にて侍る同三年九月廿三日
今夜凶族内裏に乱入て一手ハ清涼殿にのぼり
一手ハ局町にて攻入て放火すべし長刀を持たる者
玉躰を危めたてまつらんとすると聞もしるしるもやうん
なりのきてこゝろひろうしひまのなきなるふこうゝ
密〻近衛殿下の第に行幸叡慮ハ凶徒奪ハ
なまつる内侍所の御辛櫃ハ東門の役人佐〻木

黒田より出しけるこれより山徒ハ山門に取上て子細を
牒送して南方宮と取立申儀也云々（此宮ハ万寿寺僧）東洞院
一位入道くみし侍しをゆきましけるに其子右大弁相
公ハ曽存知せさる由を陳し申けれは許されけるとし
奉りぬ山上には衆徒使節写各馳向ふあひた
宮以下或ハうちとられ或ハ自害をしてそうしきなりし
事也宝剣を取りて清水寺の傍に捨置しを心月坊
といふ寺僧ひろひとりて進らせける恩賞侍るやら
て去廿三日夜太神宮櫪御馬御厩を出てかけま
はらし汗をかわりし鞍をとへしゆゝしくありて又御厩に帰
入りける由次第奏状到来す山徒参入の夜の事なり
神宮御まわらせのほとも似あくあしとまてそ侍れ

康正二年一條東洞院御所より新造内裏土御門
殿に遷幸其後神璽ハ赤松以下輩か良籌にて
吉野の奥より長禄二年内裏に渡御こそいとも
明徳の例を守しも侍らしなれとも三種の御事ハ
以前所ゝよくいしくみて侍る但宝剣ハ海底に威を
うくし神鏡ハ火中に形とあらはれそ玉璽のミそ神
代よりまもへてさこりもかく儼然く傳て侍るにまゐ
おきてハ三種兼備して万代の御まもりまてらひある
へからし侍る一人慶あれハ兆民頼之といへり諸國も
穏にして天下を治めたまふ事卅餘年文武天皇以
後ハまたくひなき宝祚の延長まてそましますそ実に
近江民屋界賤市廛の商人まても驕の姿そ過分

よりて以綾羅為身装以紅紫為裳服上下の差別
なしと雖も孝経注に服身之表也尊卑貴賤
各有差故賤服貴服謂之僭上僭上為不忠云々
天聴に及ひ武聞に達する故こそ自然の奢も
乱世の基とは費へる法令の外も代々制符を
降して法度を定らるるやうや宴遊饗饌の制は天平
宝字の勅にて美麗衣服の制は神護慶雲の
格にそれぞれ往昔なかりしかは流季何そ差
別なんや近くは元亨貞和にいたりて條々厳制
を立る武家も貞治應安の法にて倹約の御法
ありしかは累代の文書を携て先規の是非を弁へ
ぬき成業の家に伝へんとすれは上下

して尋仰をなす下にして諫申さるるわかれ
ともそれは禅読の後も院中御治世にて尊号
例のごとく應仁元年世のみだれ出来て八月に主上
を伴ひ申されて室町殿に臨幸九月御得度あり
五十二歳おましまして御追号は後文徳院と撰ひ
申しと後日後花園院と改号しまして顕徳
院を後鳥羽院と申しまして御例也
当今 後土御門院

神皇正統記至于後醍醐院令録之全部也光厳院
以来繼嗣奉加載之為補老後之忘氣也亟敢為續
集矣

小槻宿禰判

明和丁未正月　阿波美馬郡人源元寛重訂

文政十三庚寅年春閏三月廿八日以肖習餘御本
保之者也

中村直衛

薬藉錄巻之廿七

中村直道輯録

海人藻芥　恵令流權僧正宣守記
弘安以来自僧中遣俗中書札礼之事

僧正

奉大臣　某恐惶謹言表書
或子息或家司

奉大納言　謹言上上啓如件誠恐謹言

奉中納言　謹々上執啓如件恐惶謹言

遣殿人頭　謹上執達如件恐々謹言

遣四位雲客　同蔵人頭

遣五位雲客　云上如件

遣諸大夫　同文位雲客

遣五位外記史 可被之如件

法印大僧都小僧都法眼

奉大臣 以此旨可令申入給仍言上如件 某頓首誠恐謹言 表書家司名

奉大納言 進上言上如件 某恐惶謹言

奉中納言 謹〻上言上如件 某恐惶謹言

奉参議 二位 二位 等 謹上執啓如件 某恐惶謹言

遣蔵人頭 執啓如件 恐惶謹言

遣四位五位雲客 謹上執達如件 恐々謹言

遣諸大夫 謹上所恐 恐謹言

律師法橋

奉大臣 以此旨可令申給仍言上如件 某頓首誠恐謹言 表書家司名

奉大納言 進上某誠 恐謹言

奉中納言 進上言上如件 某謹言

奉参議 二位 二位 謹〻上言上如件 某謹言

遣蔵人頭 謹〻上上誠如件 恐惶謹言

遣四位五位雲客 謹上謹〻上 恐〻謹言

遣諸大夫 謹上所恐〻 謹言

有職那職

奉大臣狀 而衆司當書之間不及是那者也 某恐惶謹言 人〻作中

奉大納言 同大納言

奉中納言 進上某 謹言

奉参議 二位 二位 謹〻上誠 恐謹言

奉蔵人頭 謹上謹上恐 恐惶謹言

遣四位雲客 謹〻上

遣五位雲客 諱上略 諱云

遣法官 云上所略 諱云

僧中 礼節事

僧正

遣法印大小僧都法眼法橋等 諱上略 諱云

遣品職非職 云上所諱 諱云但四 時者略 諱云

法印大小僧都

奉僧正 諱云上略 諱云

遣法眼等僧綱 諱上略 諱云

遣有職非職 云上所略 諱云

法眼律師法橋

奉僧正 諱云上略 諱言

遣法印大小僧都 諱上略 諱云

遣有職非職 諱云略 諱云

品職非職

奉僧正 進上云上如件 案詠品諱云

遣法印大僧都 諱云上上紙如件 案品諱云

遣小僧都法眼 諱云上 案諱云

遣律師法橋 諱上品略 諱云 或略 諱云

以上

一位二位ヲ一品二品ト云事ハ令經次第加階直至

其位ヲ云ヤ如言一階僧正ト云ヽ

國王除ヽ事

東宮立 又立太子 備君 立坊 御讓 是帝言

河原御禊也
即位　受禪　讓國　讓位　踐祚　是受御譲言
即位給也
在位　御位之間事也
大嘗會　天子即位以其年新米獻伊勢太神宮
謂之大嘗會十一月卯日也此意八御即位ニシテセハ天
下ノ五穀ヲナメ給風情也凡御禊大嘗會八付即位
沙汰スル事也
脫屣　是御位下ヲ也意八被弃御位事也脫屣ハ
草履也
不豫　帝王ノ病惠也　罪惱　帝王ノ崩御也
登霞　仙院薨御ノ事也仙院ヲハ不言崩御ヤ登
霞ガト濁リテモ讀ヤ
諒闇　忌中事也國王ハ崩御院ハ薨御若宮同又大臣
同大中納言以下車去常之人ハ逝去他界ニ
三家者　久我　花山　閑院也
公家者　日野　勸修寺　平家也
清花　花族英雄ト者三家ノ人ヽ云也
惣法勢去御室ハカリ被宣下ヤ是ヲ言綱勢也正
法勢ハ東寺一長者ニ被宣下自餘寺ハ皆格ノ
法勢也
僧正　僧都　律師　已官ヤ
法印　法眼　法橋　是位ヤ
三綱者　上座　寺主　都維那師是也

若權一人有之

山門之門跡者　梶井　青蓮院　妙法院　是也

此外門跡之亦稱但度之跡是多シ淨土寺　竹内

岡崎　東南院　檀那院　積善院　最勝門堂等

也代々若出身ノ輩有之可相但者也

園城寺長吏者　聖護院　圓滿院　南龍院　常

住院　實相院等岡崎如意寺被稱但此外其例稀

ナル者也

仁和寺長吏若寺務也代々別當ニ有之但別當者

不及寺務沙汰也

東寺長者也言九僧為寺長ノ下二テ寺務ヲ

申沙汰也

醍醐八度之被寺務也

大覺寺長者近代後宇多法皇ノ御願也爰度之寺

務称号ス也

興福寺者一乘院大乘院此下諸院家為被補為

南也

東大寺者東南院西室尊勝院被補別當此外仁和

醍醐上綱被補但例繁多也

八幡社務八武内大石後胤被宣下ス也　善法寺新

善法寺　田中北朝　平等之院　檀　竹　筑河小路

代華ノ初度ト号シ被賞朝家ヲ仍叙直法眼

之代一向四位雲客ノ振舞也

鶴ヶ岡八幡別當ハ宮以下出世僧無被補之近代

親王相伴ノ例多有之
依同宗若宮別當職者近代之寶院門跡令進止
者也
四天王寺別當者世一僧綱拜任云々但近代御室無
相伴自寺家申子細有之云々
六勝寺者　法勝寺　尊勝寺　最勝寺　延勝寺
圓勝寺　成勝寺　是ハ惣検校御室也於ち勝
寺一向自御室沙汰也別當者有之
神護寺別當者文覺上人弟子淨覺上人宮進申入
小院御室守覺但近代自寺家申入子細有之云々
金剛峯寺者御室進ぜや但東寺長者被寺務者也
廣隆寺者惣検校御室別當職者依々自新助俊心

以来上乗院門跡進ぜ云々
梅尾高山寺者明恵上人建立地也於彼寺者宮住寺
不可有之上人誠々々坊ハ丑や近代仏ハ慈昌
孔雀伽井坊東坊池坊尾崎坊田中坊也や
根来傳法院別当職付法院奥光院門跡相伝之所
也代々寶院拝任云々
廣島社者日社者時ノ關白御計也是云氏也ぜ
梅宮勸學院同之
聖覺院淳和院者源家相續之處久我相国具通公
苑院殿へ永ク去進セラレ畢
北野社者當職者行内門跡代々相續也又有氏長者
執柄家者　近衛　九條　二條　一條　鷹司

以上公之流也

四流源氏者　久我　堀川　土御門　三條坊門

也皆先賢四人之流也

勅願寺者内裏高藤公後流也当時朝廷二仕アル

紫野之住住卿子孫中南時断絶ス　中御門つト号ス　時断絶ス　甘露寺　吉田勅

僧寺中御門　又号　長谷　百里小路　九條　葉室　中御門　当時　断絶

欠絶　坊城

日野家者桑議有国後流也当時仕外郎左東洞院

松梅原町　廣橋　小小路　武衣小路等也

閑院者之際西園寺徳大寺今出川洞院等也以外

末葉数家也　西園寺　勘解由小路等也

大炊御門

花鳥井

中御門園持説是一流也

安雲居　雲家ヤ　当時　断絶　断絶　滝乳

御子左　断絶　畢　冷泉是一流也

菅家

僧侶紫衣相尚之事

法服ハ俗ノ束帯也袈代ハ俗ノ直衣也鉢色ハ俗ノ狩衣

也衣ハ俗ノ直垂也俗人ハ直衣并狩衣ハ下二ハ令着

用指貫僧中袈代并鉢色ノ下二ハ尤令着用指貫之度

慈鎮和尚申公家被四之之之当時坊官以下之細世

間法師ハ鉢色等之下二ハ用指貫也

法服衣代純色ノ時ハ持袴ノ衣ノ時ハ浮物也一向
中古以来山門南都園城上綱用袴用袴頗比無
之也
穀衣大臣息ノ外不可用云々祖元亨比雖被出
近年諸寺平僧皆令着用之也
祖僧綱八用綾九僧八百用絹之霞中古以来不用
門徒用絹貴之無之謂之也云々仏中ニハ
大臣以下公卿皆用綾四位以下ノ雲客皆用平絹而
僧中用練貴事之無雖有忍可憚也
於公家引布施時僧綱ニハ綾ノ被物綾ノ褂又綾
裳物也九僧平絹被物褂裳物ナリ絹貴被物以下
有之者准綾引僧綱之錦唐衣被物名之親王并
大臣禄物九綱ふうをこ
裳之事
帝王院綾綱端ヤ神社半裳用綾綱端公卿実ふ
ハ用之親王大臣用之以下更不可
用大臣以下公卿小紋ノ高麗端也僧中ハ僧正以
下同有職那職ハ紫端也公位位ハ黄端ナリ法ハ法
社之綱ハ以用黄端之四位雲客用紫端也
車之事
庵車飾車糸毛ノ車契茂糸用典侍乗之渡一條大路
ヤ唐庭車仙院或親王或執柄被召之検校柳毛車大
臣以下公卿乗之僧中ハ僧正乗之法印大僧
都乗之例也之九不打但事也可有評定

大八葉ハ侍中大臣以下之侍中ハ侍正以下侍
微用ス小八葉ハ四位五位雲客侍中弁職非職ハ
用ス級車家ス級網代組付又袖ニモ繪書ス顕職敏
上人乗用ス顕職ハ公卿人領内家以下
俗家人ハ右兵衛佐等也五位等侍ノ車豎
縁不打ス云々
摺位親王大臣以下侍中ハ侍正以下侍細皆用ス
輿ス事
風輦 帝王乗物 四方輿ハ侍従皆用ス手輿猶輿是ハ或
寺中ハ社中用ス法輿侍従一向内々ノ時用ス
板輿是若田舎等用ス當時板輿ト云物ナシ
雨具ス事
雨傘 生絹ノ淺黄ニ深用ス輿車同シ但可ス大小也 張延ハ二用ス云々也

法親王叙品ス事
二品ハ御室ハカリ叙ス而近代法門跡連綿歟一品
高尾仰室 後深草院皇子性仁 ハ侍中ハ姫叙ス而又大臣ハ
慈山院皇子 寛尊親王 青蓮院 後伏見院皇子尊道親王 ハ皇叙ス云々
准三后事
開田法皇初任ス但母儀小山准三后譲リ奉ス云々
ス後侍中但ス例及ハ人ハ当日也侍中准三
后ハ大皇太后宮 帝王祖母 皇太皇宮 帝王母后 皇后宮 帝王后妃
此ニ宮准ス我朝ニハ中宮職アリ仍テ四宮ト號ス也
開日悪ノハ於侍敬大將敬大納ト申ス於侍中
若敬侍臣敬法下ト可申也
侍中ニハ親王ノ分ハ宮ト云事可ス云ス但ハ王

然ハ院家僧正法印等九宿ナリ仍宿等無之ニ謂
ヤ但寄息ヲハ多分宿ノ僧正ナト謂事ニ成ハ只
會天ノ神也於公方更不可称号ヤ
法門論ノ藝ハ詩歌茶香ノ會ニハ雖小弓ヤ然シテ
左代書基院当代祝之理性院僧正宗助囲碁
會法印ニ云ふ云ふ可ニ成ヤ乎当ノ僧侶敵
人前ヘ硯ヲ持出時ハ蓋ヲ取テ可持条者ヤ但文書二
居テ持ル時蓋ナカラ置ヤ
手洗水ヲ置中居ニ掬ム瓶ヲ入手洗中ニ
挑ヲハふ入置ニ事也
挑ハ右ノ手ニテ持テ左ノ手ヲ寄セス洗ニハ左ノ
手ヲ以テ持ニ
公方ヨリ御布施請取書状ヲ但僧侶僧書也九
僧ハ自身書ニ云ヤ

謹請
会一貫文矣
結縁灌頂御布施事
右為其院僧正法印御下法印所行布施謹請如件
年号月日
大法師判 可為法印
僧綱如此仰院僧書也
謹請
結縁灌頂御布施事
会一貫文矣
右謹所請如件
年号月日
大法師判 可為僧綱

元信如此自為手之
巻数送状事 追其所々様々可書添也
執柄院流宮ヘハ
毛日御祈禱巻数一枚 謹献上 仏以 杉原 紙可
令献披露給某謹恐謹言
月日
法印某上 信心大小信敬 判形如載之
進上 某宿殿
歳末巻数如也 長日御祈禱月迫之結願 歳末
進之 仏中ニハ歳末巻数ト云 歳自信中 歳末
巻数書ヲ云之 謂前也
杉物入 弘益 仕丁 持之巻数ヲハ力 共杉之 略注 無入也
櫃 畳之 高 杉也

湯屋風呂ニテ進退ノ事 湯ヲ汲 樋 筒 聴ル所ヘ添 左
手ニ湯ヲ添テ 湯ヲ添テハ湯 沈 散 左
巻骨ナル者也 或ハ於湯屋 杉之 杉実多之 南 左
之 絶年 言 巻山ナトニハ 当時 之 礼之 入風
呂 時可 敲戸 二三度 乞礼也 於湯屋 雑法ふう
然事也
廻文之事 之紙ノ時ハ加 奉 折 ノ時ハ合 珍ナリ
之 席ト共 詩歌 賀法 仏之ノ法 令也 沈ナトニ法ヌシ
浮ヘラレ ノ時 之ノ和ト申 申ヘキ也
和歌 披講事 読上ル人ヲハ 言講師 又講人 謂 読 所
常ノ講 講師ニハ 智シリ
連歌 執筆事 本式 居 未 座 当 之人 之 高 付 於

常人言若ト在也し
行幸 帝王御幸 仙院御出 親王摂家 仙院御移徙ヲハ遷幸
遷御トモ云ヤ 還幸 帝王仙洞 還御 親王執柄 殿一人 関白ヲ申ヤ 世一
俗トハ 御宝ノ名ナリ
一身阿闍梨者王人一人被下宣旨宣下ヤ 執
柄ノ息或ハ宣旨得度受戒ノ後宣下セラルルヤ 者ハ
然ヘキ大臣ノ息抔宣下例有之也
逆鱗者 帝王ニ限テ云ヘナリ 後立ハ高尤人ノ事ヤ
帝王ノ御子ヲハ御子宮 執柄以下大臣公卿ノ子息
雲客以下ノ子ヲ子トモ云 又子息ト称ス
玉體 寶壽 帝王太上天皇ニ限テ云フ事ヤ 臣下
等ヲハ不可云也

然ヘキ大臣等誰ト問 誰ト呼フ時ハ実名ヲ答フ 自
然又雑談アル時我カ実名ヲ申サルレハ此方モ実名
ヲ名乗合セテガト気色ヲ入ルヤ 如此ヲ無礼無下
未練ニ見ユルヤ
俗中假名事 執柄子息殿ト称ス 大臣以下公卿ノ息
但又官称ス 凡様武士ノ子 武名僧ノ子等 二位三位
宰相以下ハ着々可名乗 大納言中納言トハ文ふ
可名乗 公卿猶子猶以斟酌スヘキヲヤ
假名文ノ事 立文ハ二枚ヤ 略儀ニハ折一枚 立文ノ
上捻ル所ヨリ引墨ヤ 勝文村ミ同ヨリ下ニ表出
ヲ書ヤ
同輩ノ人乗輿与乗馬ニテ行合フ時先乗ル ノ

人ヲ下後素懇ノ人ヲ下テ可謝ス但世界ノ在不
ナラハ和下ノ以下新ヲ謝セヤ
執柄大臣ノ門前家物ヨリ下テ通ス然ス通素
庭後況半人乎 之家等人言半人
朝夕勤行并御影供ニハ僧綱不行道九僧斗行道
雖然乍代界進界走ス間僧綱ハ多リ依九僧掟律
師加行道自餘所役准ス
兼仕法師事 仏洞執柄家以下被召仕召宿充之諸
叙法橋法眼 御室ノ門跡ニハ不許僧綱報恩院
当預諸僧綱上人令免許之
大威儀師者必叙法橋其外威儀師従儀師以下ノ三
綱ハ被許僧綱仏和寺モ 法ノ師ノ三綱ハ前老ノ後

叙僧綱是当法院ノ免許也那御室其首免許也
三綱共上座寺ス
維那師和尚ノ指定
四人童形服用僧坊取入急鳥見若山門三井寺ノ門
跡可ス本所仕山ス賀綱ス為ス諸ス在京ス間京
白川ノ坊ハ諸僧ノ宿坊也仍古ス定法式及末代特
礼吹也仁和醍醐門跡自古本所也然ル間法門跡寢
殿ニハ不入酒肉ス幸能前供等酒自古許ス内ス幸
為ス所モ不ス心院ス制ス山ス於寺屋寄ス可用ス五
幸同院ス茶羊ス所於寺屋可用ス茶仲服
用ス諸服茶打ス密品ウス犯茶仲也ス公事
只因事モ打聞ノ十二ト中ヤウシアシキハワロシ自余ノ多
可准知ス

門跡人数上下ノ事出世者自大臣息玉殿上人ノ子二称ス 禅僧自法大
如西宮ニ侍子称ス 坊官自大臣息玉殿上人子称ス 法師ハ法皮所門跡被召仕ス 侍法
師勅ニ綱 中童子中間法師 勅兼仕 大童子力者兼抱 摘
牛飼童下部ノ男 兼車 別
威儀師 威儀師ハ朝家器ハ俗為 摂禅師ハ宮被召仕
ニ威儀所 宿直装束ニ用ル 上ハ法服下ハ白絹ノ裳
也下ニ若指貫也 八宿直装ニ儀ハ袈裟精好ニ除
ハ公清家ノ家者 平加袈裟装束ハ法服ハ綱
務年 法勝寺御前 法華三時ハ用ル 法服
常住上野 上総 山三ヶ国二八 以為受領守ニ親王
任ス 仍殿上人以下如任ス
禅僧其名多ク付国名也 代一向ニ名斗ハ無ク

謂ル
侍法師者也代ル玉名ハ 古ハ為ル聖名也
僧名書様
前大僧正
僧正
権僧正
法下大僧都
大僧都
少僧都
法眼
法橋

前僧正
前権僧正
法印
法印権大僧都
権大僧都
権少僧都
権律師
大法師

如此書ス 不可依文字ノ多少 可見許ス合ス字

上中下ノ士会スル二字ヲハ上ヲ中ト書合スルヤ
如此事以今案異様事悪ヲ法僧名様在
歴ノ出様如在ルヲ可本様トスカヤ
寺社之綱者（上座・検上座・寺之都維那・検校・綱維那）ノ如ク検寺之人ヤ 於其寺社有
法會者必之綱随所役ヤ庭儀時上座二人執
綱役勤ヲ寺之執蓋ノ役勤仕ヤ 上座若不私
指合ノ時ハ検上座ヲ勤ヲ 検上座ハ若又指合ヲ
次第ヲ次ノ人可与奪是寺社役等ノ大法ヤ
法ヲ与ヲ 於ヲ或ヲ之ノ役 約事或楽門ヲ童
行事先ヲ之綱所役也
持幡童事宮仏下大原息河岡宗勤仕ヲ時ハ役
ノ子ノ児勤ヲ大中納之ノ息仏下河岡宗勤仕

ヲ時ハ中童ヲヤ門迎僧正（号善花院岡御所東寺 仏下教ケ寺ヲ勢）
ヤ岳山院御灌頂大行阿闍梨勤仕ヲ時持幡童
者用中童子甚分ヲ大阿闍梨及教十度
皆用中童子ヤ仏適僧正者之河法眼行延（御室坊ヲ安ヤ）ヲ
子ヤ仏於ヲ之斜敬式法山寺ニハ其所ノ一和尚
式学所ヲ河内宗ノ勤仕スレハ必ヲ児執綱役
持幡ノ童ノ役ヲ勤ヲ若自他助成儀ヲ
自由ヲ儀ヤ子定ヲ例後宇多法皇御灌頂ヲ時ハ
持幡ニハ被用僧ヲ是寛平法皇御灌頂ヲ例ヤ
堂童子若五位ノ殿ヲ人ノ所役ヤ布施ハ一人ヤ大臣以
御殿上人ヲ所ヲ一人大臣ホ取ヲ布施ヲハ自取
ヲ可後役ヤ但如此事仏附所人事黄雑定之間

除時ハ有相実事也
御室被仰法會之時ハ御殿上人之家来 雲客施
事御室ハ代被補組織所威儀師之事法会
是但惣法勝院也 月輪ノ門跡ハ如此門跡之事
兼法師ハ組織執柄家等許面線被仕之御室
二ハ被許御ハ於厨所等候被仕之御室
二門跡貴所二ハ侍法師ハ御室ハ
之於中院之勤雑役於御室侍法師専役也
是ハ後白河法皇事被仕小西掌侍法師北院
御室寺覧侍法師之事被仕之
編旨書紙曰宿紙五人職事内裏二宿直シテ件
紙書下編旨役也

内裏二間ト申スハ在仁寿殿ハ所令護持給糸中
御加持也 二間ニ観音供ナト申ハ所給之也 帝
王常ノ御産祈護持給ヲ綱所ナラテハ糸入ヤサレハ
綱所ハ曰二間ト也 亦本尊等ハ置ハ不ニ護持
給ヲ事寺一二以下長者ニ与ヤ
法成寺者執柄御願寺也 無双寺ヤ 近ノ代ニ類
例無跡形結句寺院貴地給家鴨川而モ如何哉
無念也
懐波国長通寺ハ法大師又ノ与ヤ実ニ謂ハ
通則用寺号又誕生院ハ則大師誕生ニ霊ヤ
壇ノ法頂堂ハ勧学院ニ中ニ宿能法師是
教相ニ於匠被院主ヤ 如用物ハ者ハ宿能物ニ

ニ生ル事有ル又ハ医ヤ仏ハ極官位ニ勧仕東寺
法影法令入滅畢頗可得其念法寺別当職ニ為
心院門跡ニ相伝家ハ為親模者ヤ
法署者前官ニ実名ヲ注ス但大僧正法前大僧
正ニ外前官ニ須法署然ルニ僧正以下次位甚
敬不定ニ間ニ及辞退仍官人ハ可ニ今世ニ
モ若其負ニ法法律師以上ニ可為前官大
僧正許一人法式守ニ法ヤ僧人ニ官以下辞退
甚安以後勅使書ニ甚下注実名国司ハ仕
四ケ年後モ前其国守ト注ヤ
出世者ハ出世ニ可ニ名ヤ法国府ニ不断アリ二
ハ置ニ弟子文病乱ニ付世間ニ可ニ名ヤ寄可

備心ヲヤ
若国府ニ細ニ寄ヲ仏物縁法ニ十リ共ニ公
事ニ時ニ可ニ許歟
若国府ニ児童ニ可ニ許共以失ニ為基ヤ
世児童ニ世間ニ可ニ近付自幼稚ヲ世ニ
年ニ稚ハ出世ノ後法號ニヤ
難他宗ニ法人ニ六宗可ニ名ヤ他宗ニ宗祈法則
ニ一向学知ハ世ヲ十九者也所注僧仏名人ト
イハン人ニハ可ニ名ヤ必一得可ニ名ヤ他宗ニ宗祈法則
キ人ニハ可ニ近付為ニ心法ニ振也一度ニ可
ニ名ヤ心事一示御宮法寺常被命下サレハ公宮
ニハ自他門禅律宿元ニ泉ノ人ニ常ニ命新上

所法ニ拘ラザル見及ビ自門ノ事相以新人ハ稀ヤ況
他宗ノ礼儀式法中ニ礼儀不存共際所ニ可述
惑事ヤ内表仏祖ノ所事ハ多況ハ事ナレハ人皆
為ニ偽攝家以下ニ仰ニ彼可有如実事ヤ
茶者自上古我朝ニアリ挽茶茶会トテ於内表被行
公事儀式法茶上伺ニ入廣ニ所ニ茶ノ様ヲ被
渡梅尾明恵上人歌ニサレハ本ノ茶ト云ハ梅尾ヤ非ト云
ハ字治ホノ事ヤ若人人ニテ茶持アワカヒ新ハ
世下也大方可習知事ヤ建盞ニ茶一服入テ湯ヲ
半汁入テ茶筅ニテメツルハ所タヽサト河ノ音ノ如
ニ振ニメツルナリト阿仏井頭ヶ上人被ヲキサレハ
彼同宿トモノ茶メツル者ヲ如ハ如ウ様ヤ

人ノ同宿若者ニテ之人式ハ所臣ノ方ニテ殊勝ノ
ヲリ所作ハ事不可ヲ事ヲ作ハ或ハ堂社ニ奉寄
ノ壇所等ニテハ世ヲ知可ニ得事ヤ
徳大寺相國実時公被命云人ノ氣色ハメトヘハ連歌ノ
家上手ト名譽ハ有トモ歌ヲ一向世知ナランハ
若ナカルヘシ囲碁ハ上手ナリトモ将棋ハサランモ亦世
益ヤ世能ハ何事モ習渡メランソヨカルヘキ但
其家ニノ家業ヲ絶リ人ハ事其業ヲ本トスヘキヤ
同相國被云人ニ家中ノ奥ヲ結構世益ヤ俗中
ナラハ仏具作ノ尼具仏中ニハ祝ヲ毫風情ハ深ウ
結構ヲ所ノ事世益也方時禅家并時流風情ノ
寺坊中ノ具ヲ今法様ニ且那ヲモテナシ今世

然是併世ヲヘツラフ而已ニアラス人ヲメフラカサントモ
皆〻云家方ニふ可き事や
周明監寺ニ人ハ年生醫師ニ近付テ脈ヲ取ラスヘ
シ年脈ハ見ツレハ遠例ノ時脈又ハ脈や又病氣大
事ナリトモ日比今療治醫師ヲ左右ナリ改ムる事ハ
ヘカラス但云双ノ名醫師来ラハ云漢合ニ二際教
攝政兼基公 仰云大人ノ指ミシキハ小人ノ手キニハ劣レリ
大人ハ物ヲ見ル事虎ノ如クニシ歩ム事ハ牛ノ如クニスト云
本文云〻去ナカラモ上鶴ノ上ニ猶シキト味噌ノ味噌
クサキハ下品ナリ沖利ハ云ト云〻
依相兼流ニ命但笠ニ劣ラふ可き分見ヤ云〻
應永廿七庚子年月廿二日　宣守上判

僧俗重服事 併ハ灌頂ナリ 仰ハ医ヤ 仰ハ衣裳染ヲフレ
依ハ二親他界ナリヤ
金ニ深 帯ニ同深ヲ着用 珠数モ桐ノ木ヤ扇無紋
ノ淺黄地也 而ハ法ハ時ニ袈裟ニテモ帯ニテモ一色フレ
カ子ニ深ル也 法流相續ノ仁ハ一廻着服自余ハ五十
ケ日以後ニ深服ヤ 但甚モ可有ヤ
忌中仏事ニ或亡者〻但置文式相續ノ仁ノ法ハ
ニモ可ニ沙法ヤ後常瑜伽院御室 一説忌中十二月ニ
深勅使ノ法ヤ朝ノ勅ニハ九条錫杖紙数紙
時裏ニ等ヤ日中ニハ金利論式伽陀供養法ニ用
ニハ涌出品明文ニハ禮懺等陀羅尼ニ文光明
言世一ヲヤ二人時中ニ不斷深勅ノ宣号ナリ一
時ニ三人ヲヤ世号ニ加唱室号ヤ七日〻ニハ

漸く理髮三昧有て祿助傳公忠中如伝他を附て
七日毎ニハ八名三昧ヲ行
行年
他人と根京衣白直垂や袖ノ家ヲ略トテ糸モ
ナシ紐斗也紐ヲモ男たル抗アリ一日両度や烏帽子
モユヒヲ略んや童形モ是紐ノ時ハ肩ヲふ直さと徳念
二八白布三重ヲチト入テ唐重ニ深やを以道理と叶ちや
忌中三十五日以前能伝へ出へカラス又他所ノ
人モ内へ入へカラス於門前令留置や三十日以後
八月紀右入世ヲ細考也
五日奉行頭人今内ノ之次ヲ孫妻共伝彼
世人ノ子や奉ノ字ハ天子言事や然別閑白以下
諸家ニ物ヲ申若申次ト孫ヘ如伝事南世以
孔明や法然頓阿世可生之や
細川武蔵守頼之迄ハ執事ト孫ヘ其以後皆稱管
領如伝事
勅進ノ田楽猿楽桟敷ニ出ん事先々ハ一宮一職ニ
可ん役ノ人ヲ望其責然而氏二際摂政殿初テ見物セシメ
給門迄ニハ梶井門主同ヲ出給ヲ後ニ家ノ事并
諸つ所見物連衆ナリ雖然ヲ摂殿一陪殿ハ
未出給ハス門主ニハ御室曾テふヲ出給ヲ一年田
楽桟敷多リ崩レテ見物ノ道俗当命其桟敷ニ二
際摂政殿以下公家ノ人々多ヲ出桟敷ヲ問何ヲカ
ヒタリテン落ヲニ
田楽ノ将棋タヨシノ桟敷ニハ五斗コリ也ラサリケレ

同様ニ梳井宮令出給ノ間蒙書ニ
打付ニシメル様ノ被ハ梳井ノ事不覚ナリケレ
ト法方ハ無様ナトヘサリ又ヘキ人ノ出メルハ尋ノ
結ヲ二法人思ヘリ仍テ蒙書ナトモ不ケルニヤ
前代ハ只出サルヲル加様ノ儀
清門跡ノ兄ノ本法ハ左本結也髮ヲモ左ノ脇ヘ引
回シテ直蛮ノ脇ニハサム也然ニ妙法院門跡ニハ本結
モ右ト法ヤ髮ヲモ右ヘ取テ衝ニハサムトニテ
狩襖等ノ付物結直後ニハ略ス単物ノ後ノトナ草
ハ唐匂ニ単物看用ノ時ハ髮ヲカラハニ結テサケサルニ
依テ也狩襖水干直蛮等ノ着用ノ時ハ髮ヲサケル
也髮ニサハリニ依テ付物ノ菊トナヲハ今略也

袍并舞装束ノ時ハ髮ヲヒロフニ結也本結ノ上ニハスカ
タトテ金ニテ打メル物ヲ付ヤ袍并狩襖ノ時ハ兎モ持
檜扇ハ位ノ扇ハ檜也 十五歳以前ノ人ハアヤ杉ノ扇ヲ持也 後杉
トハ弓キ杉ノ木ニテ作也
受法師匠 奉書ノ時ハ礼節為ニモ敬ウ書ナリ
日法ハ為門并様ノ人ナリトモ受法ノ後ハ礼節恐惶
表書ハ人ニ出中トウ出也自元敬ヘキ言家ナトナラハ
仏世方可ケ様家結ト書テ礼節ヲハ恐惶トモ又ハ
恐ルトモ可出ヤ表書ハ同宿ニ名ヲウ書也
教相師匠并夢殿ノ師ニハアナカチ書れノ様ニ書ク
但ソレモ人ニ依リ時ニシメカフ也
我ヨリ行状遠ニアカリメル人ナレトモ出れ礼法家位

書セスト雖モ其ノ文章ヲハ思ヒ入テ書ヘキ也礼
義ハ同軍ニ書タレトモ又豪ヲハチト敬テ書タルカ
可然ヤ但其モアマリニ敬テ殊ノ外禮節相遠シ
タレハ見苦ヤタトヘハ礼義ハ恐ミト書キトモ文
章ニハ如仰義仰畏入ルナト可書也又恐惶謹ノ
礼義ヲ出テナル程ノ人ノ方ヘノ文章ニハ都ル如
不作ル脱入ル和ト意ルナトト書タルハ仏ノ外見苦キ
者ヤ且ハ無智ナル程モ板テ影シテ口惜キ事ナルヘ
シ礼書ハ後テ別物ナレハ思入テ書ヘキ也礼節ト文
章ト相違スルヤウニ能ク思惟シテ書ヘキ也手跡ノ
善悪ニ者ハ更ニ沙汰ニ及ハス只状ノ手柄又豪
ノリ必ス接文章ヲ活取手尓紫ナトノ事ヲ習沙汰

セシナリ手跡ノ善悪ナトノ沙汰ハ元亨年中ノ比
ヨリ粗アリケルニヤ其ノ時ノ傳奏ノ仁敬上ノ職ヲ
勤ノ手跡モアナカチニ善キハ稀ナルヤ殊更名
家ノ人ニハ多分ヨリ伝令申沙汰スル歟タ
愚拙ノ同手ヲ習事ナカルヘシサレハ古ノ伝奏等
ヲ打ミ職事ノ書タル論旨法教ヲ以下アナカ
チ能書ト覺シキ手跡モ不見中ヨリ以来能セ
ル多ミエル宮家仰ト云フ名人ノ手跡ハ殊ノ悪
筆ヤ然トモ此月記ト云フ光豊ノ記録ニ合ル者
自筆也相接ヲサリスヘキ人ハ偽ト雖モ悪
筆ナリトモ自筆ニ出テ文章ヲ悪シカラス又接ミ出
連ヘキヤ用化筆ヲ書ハヲイナル事ヲ忘ル事ナルヘシ

僧侶トモニ人ノ遺跡ハ大事也ダトヘ嫡子生得ナリ
トモ家ヲ持テ外ヒトキニふ沙法ナラン非器ノ子ニ跡ヲ
譲カセンハ断絶ノ基ヤ僧中ノ法流坊迹又同ジ見
ル不如君兄子ノ如親トスフ本ヨリアレハ見方子不
可如所因欲絶トモ跡ヲ拠ヨリハ非器ノ若ニモ今
譲ル事ノミアリ口惜キヨナルヘシ畢敬ノ御子ハ
数輩ヲシテ又古中ニ御嫡子ハ九條敬（関白教実）次男二條敬
（関白良実）三男一條敬（関白実俊）ニテセシメス一條敬家来ニテ此社
セトモ法器用ト大敬見系ラセサセ給テ可嫡流
ノ由御置文ヲ添ラレ一流ノ法ヲ久ク写ラス一
紙ニ譲ヲセラレ平絶ニ流ノ中ニ今ノ世マテモ一條
敬ハ古ノ学モ精ヒテ此社ハ大敬ノ法譲リモ賢クコソリ

同宿等ヲ人ノ心中シ ふ知ヲ甲斐ナキ事ナルヘ
シ風和ニヲ人ハ何トカ思クラント心ニ懇テ思ヘ自ラ
可知者也 惟何心モナリ振ヒハンニハ必ス遠スル事
ノミ多ヲ人ハ十日廿日ノ堺ヲ蒲ヒ ふ節
ニヲヲ人ノ心ヲ家ニテ思案ヲ巡ラサンニサノミ遠
フ事ハアルヘカラス
同宿以下ヲ人ノ心ニ不遠ハ大切ナリ真實我如
思振ヒハ御ニヲカメシ結トイヘトモ自年廿常ニ
加折檻今ヒ習ヲ十トカハ心ニ不遠ヲセナカラン
深山ニヲ猿風情ヲ知ル程人倫何リ
ふ程ヲ人ノ心ヲ思ヒ伴トヲニ無沙法ナル故ニ人ハ
悪ノナルヲ也

サリスヘキ人ノ子ヲハ孫ニ十歳ヨリ内ニテ能教ヘ習ハスヘキ也其人天性悪カルヘキ人ナリトモ能人ニ添ヒ能リ習ハサハ必ス能ナルヘシ物ニ器用人ナリトモ悪クモテナサハ口ロカルヘシ第一サリスヘキ者キ人ニ近キ人ヲ云ヒ也必失アルヘシ若人ニハ宿老ノ上習ハスルカ良ト能キ者ヤ年ノ人ノ口ルリナルハ技能ノ人ノ不足ナルヘシ譬ハ一ツ二曲ヲ乗付メラシカ物ノ面ニシキ馬ヲモ能キ乗手ノ乗ハ能ナル也況祖父ヨリ親レル人倫ノ教訓仕損スルハアメラシキ事ナルヘシ年カノ時ハ能事ニメニモ物ヲメルハ乗者ノ後カナラス悪リ成也乗カノ人ハ十年ナルサマニテ諸事イトケナキカ次第ニカシコリナル者也

居所ノ事大臣家ニハ四足アリ上中門アリ新ニ立ル公卿ノ庭アリ公卿ノ庭ノ邊ニ障子上ト云所アリ諸大夫ノ侍スル所ト云ヘキ古ハサリスヘキ大臣家ニハ義人所モ立テルトカヤ源氏ノ大将ノ亭ニハアリケルト見エメリ遠侍トテ侍ノ侍スル所アリ小所所ナトノ侍也

侍ノ所ノ事車宿リ有九柱ナルヘシ親王家右ニ同シ

公家ノ下月卿雲客ノ亭ノ事四足不可立上中門同前殿上并障子上ノ方所奇ヲ寝殿ニモ日義ニ可立ヘキ車宿ノ柱モ四方ナルヘシ但初修寺ノ御願ニ仕大臣ノ後造没宿所ヲ悪ク問悪ク大臣家ヤ御願ニ子息大納言御豊ノ下洛

而仕奉又紅四亭ニ今居住之間清代ノ半人法
亭ニ而相勤又素和一位大納言扁所一向奉家
ノ如ク世代名家ノ式
法親王家之門跡ハ大臣ノ家ノ亭ニ同シ紫白仁野
御室ノ御坊大聖院ハ殿二條内素シウツシテ造
ラレケルトカヽ
常ノ法院家ハ月卿ノ諸亭ニ同シ
武士ノ家ニハ造檜皮屋板屋作リ紫ヲ多ク
将軍家渡御ノ上而各梅檜皮畳中門廊等月
卿ノ家ニ同シ但シ立柱門ハ三口ヨリ下ヤ又ハ二つ
ヲ立ル家ハ多クハ三ツ三ツ九武家屋形作ノ様ハ
代殿威勢無比法式武

法山寺ノ坊舎ノ作様多分寝殿ハ板屋作リニテ中
門廊ハ瓦葺屋ハ三口ハヤ也但当世ハ檜皮屋ノ
坊舎ハ瓦ヲ葺ケリ御堂ナラシメ法ノ謂レトカヽ
近年サリヌヘキ法院家ニモ口ハヤノ対屋ヲ瓦葺
下ニ見侍キ者也瓦屋ハ対屋作トテ宮ノ様ヲ上別
作様ヲ無ヲ調三口ハヤヲハ常ニハ雑舎作ナト称ス
就瓦屋作トハ新ハ十間廿間ナリトモ妻ハ二間ヤ実所用
ノ子細アラハ何間モ庇ヲ指ヘシ孫子庇ニテモ瓦子
細哉小山殿ノ瓦屋ニ上祭院作正道殿 于時横川
院別当 先候ヲ間様ヲ様ヲ 法実ニ妹
院殿被仰ノ様ニテ法源殿ノ心地シテ瓦ヲ葺ケリ也法
仰下ル法源殿ノ孫子庇ト申ハ檜皮葺ヲ庇ノ

分ニ又板ヒサシヲ指ルヤ桧皮葺ニハ附角ノ音開工
子ハ板ヒサシヲ指テ附角ノ音ヲ少ク出サントノ為ヤ
家〻文事多尚家ノ文ヲ事與ノ綱代以下ニ付ク
或板障子ノ縁ノ繪或ハ唐紙障子ノ文等一切ノ家
中家具ノ蒔絵以下ニ諸家ノ紋ヲ付ルヤ又裝束ノ紋ニ
家ノ紋ヲ付ル家門モ多シ 惣中ニモ家門ニ限テ紋ヲ付ル
段子紗ナシ但惣中法服ノ紋マテ如家門紋ナラストモ
多ナシ且ハ片肩脱ノ法服袈裟ノ紋ハ通
用ノ物ニテアレハ蓮華唐草等宜シキ中法莫花唐草等
ノ外ハ異紋トテ一面燈ハレルメル事モアルニヤモモ又一偏
ノ儀ナリ如此事ハ法時随人彼〻ニ思惟事ヤ不
法ニ付ノ宿者并有職ノ仁然ニ毎事後合スヘシ古ハ

好ト申トモ尚世アシキ事アリ唯雅ナキヤウニ可
相計也表ノ袴ノ紋ハ大紋多ク無地ヤ袖ノ紋ハ
チイサク遠文ニ織メルカ好ナリ モ人ノ所ニ限フ
ヘシアナカチ定レルクハ知ラスもも
衣紋ノ衣紋ハ母ノミ引ツクロハテ法モ衣紋ノウツリシ
キ横ニ着ナスヘシ九紫宋ノ衣文上代ハ法ニ反ス
島羽院ノ御代ヨリ法キ紫宋ヲ用ル故ニ衣紋ノ法法
古来云ナルヘシ上代ハ法ナ人紫宋トテフリサニテ法
クハ引袖也然ニ島羽院ニ家ノ人ノ新ヲ書トテ為
羽院以後初メル強裝束ノ衣紋ヲ書ル ハ繪師
ノ知ラヤ如此事見知ラテ或ハ雅ヲ加ヘ或略ル
人モ婦ニ宋スレハ好テモ無リテモ又ナシ 九法代

以前ハ男眉ノ毛ヲ抜キ鉄ヲハサミ金ヲ付ルヲ
一切世ニ及ボス代為事始ノ事ハ大唐ニハ
今無テモ公略ノ代風情也ニ
マナ初メ祝着元服祝ノ酒肴必ズ武
トニ〆ノ日ニモ時刻延サルヤウニ取計ハンヤン酒
量ニ及ボス礼ニ〆雖然後光嚴院ノ酒ニテ御定ケル
程ニ於ニ御酒宮ヲテ数献ニ及ト云〆其御代ヨリ
献数ハ始ニテ或ハ五献七献九献ニテ以ヤ五メリ
依テ上ハ酒ノ名ヲ九献トツ申会ケル建武以来朝
延慶ハ上下ノ政絶果テ君モ臣モ御係ケルニ
ヤ御酒宮ノミニテ五ケルハ悦シキ事ナルヘシ
内裏仙洞ニハ一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被ケル也

一向ハ不存知ス尚唯ニ連歌スヘキ若式
飯ヲ御酒ハ九獻餅ハカチン味噌ヲハムシ塩ハ
シロモノ豆腐ハカベ赤新ハおりモノ松菓ハ二ツ結
ハコモシ鮒ハフモシ鶴ハツモシ御位ツグミヲ供ツリグシハ
ツリ蔬ハワラ葱ハウツホ物ハ異名ヲ被付ケル
ハ将軍家ニモ女房方ニモ異名ヲ申スト云〆
御菜ヲハヲメグリト云常ニヲ〆ハリト云ハワロシ
揺原ヲスイハ引合ヲハヒキト申也
内裏ニ御スエト云所アリ常ノ人ノ不ナラハ中居
ナトノ過也内裏並仙洞ニ於テ御スエト申スヤ
方其外ニモ御スエト申ストカヤ
御厨所トハ内裏仙洞ノ分方諸方ニハ可申而ニ

御宮ニハ寛平法皇ノ出時ヨリ御厨所ト申伝
メリ常ノ者所ニハ歳所ト称ス又ハ御所ト称ス
武基盛所ト申所ハ内裏ノ御厨所ヲハ歳所ト称ス又
内裏ノ御厨所ヲハ歳所ト云ヒ基所ノ別
當トテ中臈ノ女房ノ中ニ然ヘキ仁ヲ撰ンテ
此職ニ被補別当ノ局ト号スルハ主殿寮ノ司事ヤ
毎日三度ノ供御ハ御メシリ七種御汁二種ナリ
御飯ハ四リメル強飯ヲ用ヒタリ
大鳥ハ白鳥雉子鴨鳬鴛鴦雁鴨小
鳥ハ鶉雀鶯鳴鳥ヲ伝法ニ物ヘストヽ
四足ハ鹿猪ヲ伝ヘ鯨ヲ吉野帝後村上流ハ四足ノ
物ヲ強ヒラセ給ハス少ヒシケルトカヤサレハ汁会料ノ

後冒山ヲ御幸成ラセ給ヒケレトモ又吉野ノ
奥ヘ罷幸成セ給フテ彼ヘハ給ニ一日序ヲ入セ
給ハス兎ハ併天照太神ノ神意ニ遠ハセ給ヒケル
故ナリトソ人皆申合ヒケル
御宮ニモ古ヨリ未ラセサル物多ク而モ法ハ帝世
様ト号シテ甚汚法ナシヲ可流ヽヽヽ
親王ト大臣ト参会之時ハ毎度各盃ヤ徳大寺ノ
政大臣実時 後ノ常磐御院御宮一品法寺恵命院ニ御座
ノ時常ニ被参ヽ間遠ク被勧一献ニ献ナカラ各
盃ヤ但皮ヲ取国未タ内大臣ノ大将ニテ在シ時ニ獻
リスヽメラルヽニ二献ヲ及ヒ歯ニハ大将献ヲ
面ヲハ酒ニ袖ノ中ヘ引入テ一応御宮ノ聞ヒタル所サ

カツキヨシキリニ被申詰畢ぬ仍事時ニ法ヒ故実
文ニ為日ノ指南ニ都及ちや
山名陸奥守文入道紀州刑部大輔宗全
同家臣ニ所向彼宿所ニ寄ク寄ニ敵ノ為アリ無度ク
賀や孫子ハ序口ヲ異タリ此ヲ元法入道宗全郎
ニ云孫子ノ口ヲ異事ハ全ク略義也彼御門前中
ニハ所ヲナリ云ク於此ニ古法石ヲ為作ル孫子
下説ノ義式ノ奥ヲハ言武勝師直カ代リ京中ノ
職人ヲ召ス習ハ那ヲナシトヲク
於内裏敵ト人ヲ申ハ執柄家ニ所ハ奇ヲ云ク開白
敵御祈ヲ攝政家ヨリ仰事ヲ申サルヽ故ニ行ル申
スニ法人ヲ異儀也親王ヲハ於御前何敵トハ云ヤ

ヲ云ハ以下ニ御ヲハ安達斗ヲ申スナリ系譜ト伝ハ
ヲハ実名ヲ申ヤ
親王摂政家ニテハ奉職ト伝ハ実名ヲハ申ス故
ト云トヲ申ヤ法印以下ノ伝綱ヲハ皆実名ヲ云ヤ
伝正ノ前ニテハ法印以下ノ伝綱ヲハ皆実名ヲハ称但
其伝ハ正ヲ人々ヲハ法眼法師等ヲハ云称実名ヲ伝
人ハ際ニテ能ヲ思ヒ為ヲ也
内裏ニ武士ノ女ヲ被召仕ニハ熟田大宮司ヲ上杉ノ女ハ
中務ニ被召仕其ノ外ハ不商女房ニ被召仕中法一ヲ
大入道カ女内裏ニ祇候セシ下臈女房や但ハ形事
伝ハ代相者事アリ一定スヘカラサル事ヲ
女房沢ヲ大ヲ臈ト云ハ攝家ノ出女や上臈ト云ハ二家ヲ

大臣ノ如也中務ト八名家等ノ如也但名家ノ女典侍ヲ
渡スレハ五ノ摂ヲ勅使ト称シ清原名家ノ女ハ典侍ヲハ
ヲ渡也下務女房ト八法ノ如ク式ハ小角ホノ如ヤ内宮ノ
坊女房ハ賢法門院流ノ女ハ嵯峨流憲法門ノ流流ノ女
ハ嵯峨ノ女ハ皆中務ニ法ヲ但ヤ但但人ハ好子ニ
成也後園歌流ノ御母儀崇賢門院ハ八幡祠官ノ如ヤ
而ニ房橋大納言為俊卿好子ニテ後光厳院ヘ参ラセ
ケルヤ初メハ三位房トテ中務ニ為ニ宮仕ハセ給ヒケリ
壹殿上人トテ女ハ好家ノ出子ナトモ元服ノ為ハ文仕ハ
セ給ケリ然シテ其後久シク絶タリ中比ハ嵯峨ノ祖
宮表法皇ノ三代ノ後花園ノ御時壹殿ノ人ニモ参給ニ
年殿四月ニ三位ニ法勝寺ノ御僧ノ為ニ人ト

九文永弘安ノ頃ニ後宇多ノ御時ノ寵ニ為ニ人
ニ同ク社参ノ下御供一向成殿ノ人ニ恩賞
ヲ後醍醐ノ時ニ造作教書ヲ書上ル云々
但洞ト八号弾正ラセ給テ後ニヤスヤ未久室下ノナキ時
者院ト中也ヲ上壹ノ室下ノ八号ト八中也但ニ
ワカセ給父宮ニテ渡セ給ヘトモ七位ニ即セ給ヘハ
又宣旨ヲ号ヲ号ヲ蒙セ給ヤ御位ヲ入ヘラセ給ル流ニテ渡
ラセ給ヘトモ号弾正ラセ給父事ニアリ御位ニ即セ
給ハ子トモ位子位ニ即セ給ヘハカナラス尊号ヲ蒙セ給
也七位ヲ言金流ノ位子ニ宇賀親王ト中宮ヲ云ケリ
其御子後堀河院践祚ヲ後号ヲ蒙ラセ給テ後
高倉流ト中ケリ九ヤ氏例ヲ有勝斗

年云
墓ナリモ書集メルモシホ草賤キ蜜ノシハサトモ月ヘヨ
同七月日重テ書加畢
ムサラシキ事書アツメタレハ此一帖ノ海人ノ藻苅
ト名付ヘシ
長享二年閏十月日書功記尊重廿七歳
永禄九年六月六日書功記尋恵五十一歳
古海人藻苅 以原代仏貫本并源都印本校合了
右四百九十二雑部
天保二辛卯 夏四月七日於武用手永原町邸寫之 中村萬喜直道
薫藻錄卷之廿七終

薫藻錄卷之五 後